

議案第 22 号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 29 年 6 月 1 日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成 12 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「平成 28 年度」を「平成 29 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の芽室町介護保険条例第 4 条第 2 項の規定は、平成 29 年度分の保険料から適用し、平成 28 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説 明

平成 26 年 4 月に行われた消費税及び地方消費税の税率の引き上げを契機に、平成 27 年度及び平成 28 年度において実施している低所得者に対する介護保険料の軽減措置について、平成 29 年度以降は消費税等の税率引き上げに合わせて軽減幅及び対象を見直すこととしていたが、消費増税が再延期されたことに伴い、平成 29 年度については平成 28 年度までの措置を継続して実施するため。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,300円とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の芽室町介護保険条例第4条第2項の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,300円とする。</p>

【第1号被保険者の所得段階別保険料】

第5期<平成24年度から平成26年度>				第6期<平成27年度から平成29年度>				
所得段階	対象者		保険料年額	所得段階	対象者		保険料年額	芽室町介護保険条例の関係条文
	本人の属する世帯の状況	本人の状況	(保険料月額) 基準額に対する割合		本人の属する世帯の状況	本人の状況	(保険料月額) 基準額に対する割合	
第1段階	世帯員全員が町民税非課税	生活保護受給者 ・ 高齢福祉年金受給者	30,600円 (月額2,550円) 基準額×0.5	第1段階	世帯員全員が町民税非課税	生活保護受給者 ・ 高齢福祉年金受給者 ・ 合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	33,600円 H27～H29軽減後 30,300円 (月額2,805円) (H27～H29軽減後 月額2,525円) 基準額×0.50 H27～H29軽減後 基準額×0.45	第4条第1号
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	30,600円 (月額2,550円) 基準額×0.5			第2段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	
第3段階(軽減)		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以下の方	39,700円 (月額3,315円)	第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方		50,400円 (月額4,208円) 基準額×0.75	
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	45,900円 (月額3,825円)		第4段階(軽減)	本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	55,000円 (月額4,590円) 基準額×0.9	
第4段階(軽減)	本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	55,000円 (月額4,590円) 基準額×0.9	第4段階	本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の方			60,500円 (月額5,049円) 基準額×0.9	第4条第4号
第4段階	世帯員が町民税を課税されている世帯	本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円を超える方			61,200円 (月額5,100円) 基準額×1.0	第5段階	世帯員が町民税を課税されている世帯	
第5段階		合計所得金額が125万円未満の方	70,300円 (月額5,865円) 基準額×1.15	第6段階	本人が町民税課税			世帯員が町民税を課税されている世帯
第6段階	合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	76,500円 (月額6,375円) 基準額×1.25	第7段階			合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	
第7段階	本人が町民税課税	合計所得金額が190万円以上500万円未満の方		91,800円 (月額7,650円) 基準額×1.5	第8段階			合計所得金額が190万円以上290万円未満の方
			第9段階	合計所得金額が290万円以上500万円未満の方		114,400円 (月額9,537円) 基準額×1.70	第4条第9号	
第8段階	本人が町民税課税	合計所得金額が500万円以上の方	107,100円 (月額8,925円) 基準額×1.75	第10段階	合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	124,500円 (月額10,379円) 基準額×1.85	第4条第10号	
			第11段階	合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	124,500円 (月額10,379円) 基準額×1.85	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	131,200円 (月額10,940円) 基準額×1.95	第4条第11号
				第12段階	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方		131,200円 (月額10,940円) 基準額×1.95	

※1 算定された保険料基準月額及び基準額に対する各所得段階の保険料月額は、1円未満の端数は切り上げる。算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数は切り捨てる。ただし、公費軽減後の保険料額について10円未満の端数は切り上げとする。

※2 第1段階における割合と保険料額の二段書きは、上段は本来の割合と保険料額、下段は平成27～29年度に実施の保険料公費軽減制度による軽減後の数値です。平成27～29年度の保険料公費軽減制度を規定した介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令がH27.4.10公布されましたが、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施する予定でしたが、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことを受け、平成29年度について現行の第1段階の方への保険料軽減を継続することから条例改正を実施するもの。